

○創価女子短期大学教員倫理綱領

平成16年4月1日制定（綱領）

改正

平成21年3月28日

創価女子短期大学は、池田大作先生により創立された女子教育の最高学府である。本学教員は、創立者を敬愛するとともに、崇高な建学の理想を深く理解し、その実現のために、創立の精神を根本として、真摯にかつ情熱をもって教育および研究にあたるべきと考える。

本学は、創立者が示された「知性と福德豊かな女性」「自己の信条をもち人間共和を目指す女性」「社会性と国際性に富む女性」という建学の指針に基づき、新しい時代を開く人間主義の哲学を根底に「社会に有為な女性リーダー」を育成することを目的としている。それをもって、人類の幸福と世界平和の実現に貢献していくことが、創立者の悲願であり、本学の果たすべき使命である。

そのために本学は、開学以来、「学生第一の教育」「学生のための教育」を掲げて、建学の指針にかなう人材の輩出に全力で取り組んできた。今、新しい世紀に入り、女性が主役となって平和と文化の新時代を創出していくことが望まれており、本学にはますます大きな役割が期待されている。この時、教員に求められるものは、「教師こそが最大の教育環境である」との自覚と誇りをもって、未来を担う学生の成長と幸福のために、全てを捧げる決心で教育に献身することであろう。

創価女子短期大学の使命と責任を考えるとき、ここに大学人としての職業倫理が自ずと要請されてくる。基本的人権を尊重し、知的誠実を貫徹し、社会的責任を果たすことは当然の責務であるが、さらに本学の崇高な目的と教育方針を十分に理解し、実践することにより、本学の発展に寄与すべきといえよう。

教員一同、ここに綱領として示された内容を尊重し、新しい決意をもって、さらなる創価女子短期大学の発展を期していきたい。

倫理綱領項目

1 創価女子短期大学に対する倫理

教員は、創価女子短期大学の構成員であることを深く自覚し、他の構成員に対し敬意をもって接し、ともに協力して、本学の目的の達成に尽くす。

- (1) 創価女子短期大学の創立の精神を尊重し、その実現に貢献する。
- (2) 学内外において、創価女子短期大学の宣揚に努め、名誉および信用を傷つける行為をしない。
- (3) 法令および学内諸規則を誠実に遵守するとともに、その運用に協力する。
- (4) 本務に専念するとともに、本学共同の事業に積極的に参加する。
- (5) 本学の資産を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的にのみ使用する。また、公私の区別を厳格にし、本学の資源を私的利害のために用いない。
- (6) 教員同士協力し合い、教育の実をあげるとともに、事務職員とも真摯に協力し、相互の連携のもとに大学の円滑な運営に努める。
- (7) 役職の任にある者は、率先して関係部署内の倫理意識の向上に努める。
- (8) 取引のある業者等との関係は、公正を期する。

2 教育者としての倫理

教員は、教育が単に知識や技能の伝達にとどまらず、人格的行為であることを自覚し、学生の信頼に応えるとともに、自ら進んで自己開発に努める。

- (1) 学生の人格および人権を尊重し、いかなる差別、ハラスメントおよび人権侵害を行わない。
- (2) 学生の学習意欲を高めるよう努力し、教育内容や方法についても、学生の要望や志向を十分に考慮する。助言を求められた場合には誠実に対応する。
- (3) 授業においては十分な準備と熱意をもって臨み、明瞭かつ触発的な授業を心掛ける。
- (4) 授業内容および方法について点検するとともに、その改善に努める。
- (5) 成績評価、単位認定については公正性を確保する。
- (6) 教育活動について、学生からの意見や批判に真摯に耳を傾け、誠実に対応する。

3 研究者としての倫理

教員は、広く価値ある研究に努め、その成果を教育と連動させていくことをめざす。

- (1) 学問探究の旺盛な意欲をもって研究に精励し、その成果を公表する。
- (2) 研究成果を教育に反映させるよう努める。
- (3) 学内、学外いずれの研究費であっても本旨にしたがって、不正にこれを用いない。
- (4) 学術研究活動において高い倫理観を保持するように努め、ねつ造、改ざん、盗用他いかなる不正行為を行わない。
- (5) 他の研究者の学問的立場を尊重し、その評価に当たっては公正を旨とする。また自身への意見や批判には誠実に対応する。
- (6) 受託研究等を行う場合は、利益相反行為を未然に防止するように最大限の配慮をしなければならない。また、万が一利益相反が生じた場合には、その影響力を最小限にとどめるために、本学から要請される必要な事項に最大限協力をしなければならない。
- (7) 研究活動又はその成果の発表の過程において、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わない。

4 社会に対する倫理

教員は、大学が社会的存在であること、また自らも社会人であることから、社会との接点を大切にし、その期待と信頼に応えるとともに、つねに本学の社会的評価を高めるよう努力する。

- (1) 大学が公益性をもつことに鑑み、社会への協力を惜しまず、地域社会との融合に努める。
- (2) 大学支援者、卒業生および学生の保護者に対して、敬意をもって接する。
- (3) 入学試験にあたっては、その公正かつ適正な実施に努めるとともに、受験生には懇切に対応する。
- (4) 本学および教員自らの社会的評価を高めるよう努める。
- (5) 正確な情報を積極的に公開するとともに、個人情報の保護、業務上知り得た秘密の保持及び知的財産権の尊重に細心の注意を払う。
- (6) 環境問題を大学が社会的責任を果たしていく上で重要な課題の一つとして認識し、常に環境の保全や資源の保護を心掛けた活動を推進する。
- (7) 安全衛生に対する意識を高め、その確立に向け不断の努力を重ね、不測の事態に対しては、迅速、的確に対処する。

以上

附 則

この綱領は、平成16年4月1日より施行する。

附 則（平成21年3月28日）

この綱領は、平成21年4月1日より施行する。